

第7回

定時株主総会招集ご通知

[FIT-EASY]
AMUSEMENT FITNESS CLUB

日時

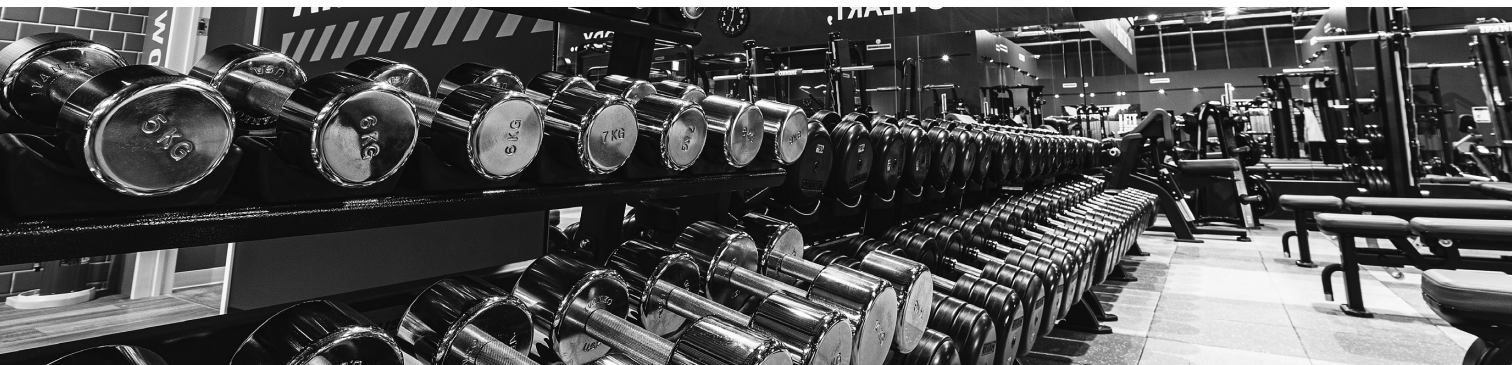
2025年1月30日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階 ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案
事項

議案 取締役9名選任の件



(発送日) 2025年1月15日
(電子提供措置の開始日) 2025年1月8日
岐阜県岐阜市本町三丁目2番地1

フィットイージー株式会社
代表取締役社長 **國江仙嗣**

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://fiteasy.co.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/212A/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フィットイージー」又は「コード」に当社証券コード「212A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>



上記ログインQRコードを読み取るか、URLからアクセスいただき、議決権行使書用紙記載の「ログインID」「パスワード」をご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1月29日（水曜日）午後6時までに議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 1 日 時 2025年1月30日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2 場 所 じゅうろくプラザ 2階 ホール
岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項 第7期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 議案 取締役9名選任の件
- 4 招集通知にあつての決定事項
(議決権行使についてのご案内)
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・次ページの【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年1月30日(木曜日)
午前10時 (受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年1月29日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年1月29日(水曜日)
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(印刷後)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

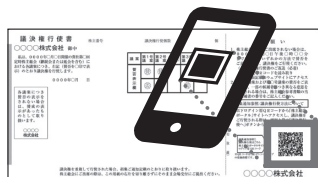
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年1月29日(水)午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年1月24日(金) 18時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用フリーダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議 案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任にあたりましては、委員の過半数を社外取締役に構成する指名諮問委員会における審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	くに え ひさ し 國江 仙嗣	代表取締役社長	再任
2	なか もり ゆう き 中森 勇樹	取締役副社長	再任
3	ふじ わら ゆう じ 藤原 祐次	常務取締役	再任
4	もり た ひろ き 守田 拓記	常務取締役	再任
5	くに え き く 國江 紀久	取締役	再任
6	あら たに ひさし 新谷 永	社外取締役	再任 社外 独立
7	ほし の ひで と 星野 秀人	社外取締役	再任 社外 独立
8	まつ うら よう じ 松浦 陽司	社外取締役	再任 社外 独立
9	もり ぐち ゆう こ 森口 祐子	社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

くに え ひさ し
國 江 仙 嗣

(1964年11月20日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社大岐インテリア入社	2008年 4月	株式会社ケイズビルダー代表取締役就任
1987年 4月	インテリアケイズ設立	2018年 5月	株式会社ケイズ設立
1994年 4月	同社を株式会社化（株式会社インテリアケイズ）	2018年 5月	同社代表取締役就任（現任）
1994年 4月	同社代表取締役就任	2018年 7月	当社設立
2008年 4月	株式会社ケイズビルダー設立	2018年 7月	当社代表取締役社長就任（現任）

重要な兼職の状況：株式会社ケイズ代表取締役

所有する当社の株式数：3,242,100株

在任年数：本総会終結の時をもって6年6ヵ月

取締役会出席状況：20/20回

取締役候補者とした理由

國江仙嗣氏は、当社創業者であるとともに、当社社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮しております。また事業に精通し、人格及び見識も優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

なか もり ゆう き
中 森 勇 樹

(1974年4月12日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月	清水工業株式会社入社	2020年 3月	株式会社ブランドギャラリー入社
1994年 4月	FTCプロジェクト株式会社（現FTC株式会社）入社	2020年 3月	同社執行役員就任
2005年 3月	同社フランチャイズ部門統括部長就任	2021年 8月	当社入社
2005年 3月	同社取締役就任	2021年12月	当社取締役副社長全体統括就任（現任）

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：200,000株

在任年数：本総会終結の時をもって3年1ヵ月

取締役会出席状況：20/20回

取締役候補者とした理由

中森勇樹氏は、当社副社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮しております。また、フランチャイズチェーン事業に精通し、人格及び見識も優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者
番号

3

^{ふじ} ^{わら} ^{ゆう} ^じ
藤 原 祐 次 (1968年7月27日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社	2019年2月	JBRあんしん保証株式会社（現ジャパンワランティサポート株式会社）常勤監査役就任
1998年1月	株式会社東海総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社	2019年10月	同社取締役管理部長就任
2005年4月	同社経営戦略部副部長チーフコンサルタント就任	2023年1月	当社取締役経営管理本部長就任
2011年7月	イノベーションラボ設立代表経営コンサルタント就任	2024年1月	当社常務取締役経営管理本部長就任（現任）

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：0株

在任年数：本総会終結の時をもって2年

取締役会出席状況：20/20回

取締役候補者とした理由

藤原祐次氏は、豊富なコンサルティング活動、上場会社における経営参加により企業経営に関する高い見識を有しております。当社が持続的企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

^{もり} ^た ^{ひろ} ^き
守 田 拓 記 (1988年11月29日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2011年4月	株式会社帆風入社	2020年10月	当社取締役営業統括本部長就任
2018年7月	当社入社	2021年12月	当社常務取締役営業統括本部長就任（現任）

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：50,000株

在任年数：本総会終結の時をもって4年3ヵ月

取締役会出席状況：20/20回

取締役候補者とした理由

守田拓記氏は、当社創業メンバーであり、創業以来当社の営業部門の指揮を執り、営業で強いリーダーシップを発揮しております。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

くに
國

え
江

き
紀

く
久

(1974年4月12日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2004年4月	株式会社インテリアケイズ入社	2018年5月	株式会社ケイズ取締役就任（現任）
2016年1月	同社取締役就任	2018年7月	当社設立
2018年5月	株式会社ケイズ設立	2018年7月	当社取締役経営企画本部長就任（現任）

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：200,000株

在任年数：本総会終結の時をもって6年6ヵ月

取締役会出席状況：20/20回

取締役候補者とした理由

國江紀久氏は、当社創業メンバーであり、創業以来当社の経営企画部門の指揮を執り、リーダーシップを発揮しております。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

あら
新

たに
谷

ひさし
永

(1953年3月25日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	五洋興産株式会社入社	2010年4月	高山グリーンホテル株式会社取締役就任
1976年4月	大洋薬品工業株式会社入社	2012年4月	金山会館株式会社取締役就任（現任）
1980年9月	大洋ハウス株式会社入社	2012年4月	新谷商店株式会社監査役就任（現任）
1995年4月	大洋ヨーコン建設株式会社専務取締役就任	2012年12月	丸大産業株式会社取締役就任（現任）
1999年4月	同社代表取締役社長就任	2012年12月	大洋興産株式会社監査役就任（現任）
1999年4月	大洋ハウス株式会社代表取締役社長就任（現任）	2017年4月	名古屋オーシャンズ株式会社監査役就任（現任）
2005年4月	大洋薬品工業株式会社取締役就任	2023年1月	当社社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況：大洋ハウス株式会社代表取締役社長

所有する当社の株式数：0株

在任年数：本総会終結の時をもって2年

取締役会出席状況：20/20回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新谷永氏は、様々な会社への経営参加により企業経営に関する高い見識を有しており、企業経営に精通していることから引き続き社外取締役候補者といたしました。当社は、同氏が選任された場合には、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者
番号

7

ほし の ひで と
星 野 秀 人 (1957年9月4日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	株式会社デクタ入社	2006年2月	株式会社ダブリューズカンパニー取締役 会長就任（現任）
1984年4月	株式会社イチケン入社		
1989年4月	株式会社アクセス代表取締役就任	2007年4月	入川スタイル&ホールディングス株式会社 代表取締役就任（現任）
1994年4月	株式会社ミンツコーポレーション常務取 締役就任	2010年4月	株式会社生活スタイル研究所取締役会長 就任
2001年6月	カフェカンパニー株式会社代表取締役会 長就任	2023年1月	当社社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況：株式会社ダブリューズカンパニー取締役会長
入川スタイル&ホールディングス株式会社代表取締役

所有する当社の株式数：0株

在任年数：本総会終結の時をもって2年

取締役会出席状況：20/20回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

星野秀人氏は、様々な会社への経営参加により企業経営に関する高い見識を有しており、企業経営に精通していることから引き続き社外取締役候補者となりました。当社は、同氏が選任された場合には、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。

候補者
番号

8

まつ うら よう し
松 浦 陽 司 (1954年1月6日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社十六銀行入行	2015年3月	同社専務取締役執行役員就任
2006年6月	同行取締役就任	2018年3月	同社取締役副社長就任
2009年6月	同行常務取締役就任	2023年3月	同社特別顧問就任
2013年1月	株式会社電算システムホールディングス 入社	2024年3月	当社社外取締役就任（現任）
2014年3月	同社常務取締役執行役員就任		

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：0株

在任年数：本総会終結の時をもって10ヵ月

取締役会出席状況：13/13回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松浦陽司氏は、金融機関での役員としての経験に加え、上場企業での豊富な知識と経験を有し、同社の事業の拡大に大きく寄与しております。当社は、ガバナンス、DXの知見により、社外取締役として当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

9

もり
森

ぐち
口

ゆう
祐

こ
子

(1955年4月13日生)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

1975年12月 日本女子プロゴルフ協会(JLPGA)入会

2012年3月 岐阜県教育委員

2015年6月

株式会社ゴールドウイン社外取締役就任

2020年6月

株式会社大垣共立銀行社外取締役(現任)

2024年3月

当社社外取締役就任(現任)

重要な兼職の状況：株式会社大垣共立銀行社外取締役

所有する当社の株式数：0株

在任年数：本総会終結の時をもって10ヵ月

取締役会出席状況：13/13回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森口祐子氏は、女子プロゴルファーとして抜群の成績を収め、永久シード獲得、日本プロゴルフ殿堂入りをされ、その功績、人柄により、岐阜県県民栄誉賞を受賞されております。また、ゴルフに対する知見、抜群の知名度が評価され、上場企業の社外取締役に就任、重要な役割を果たしております。

(過去に社外役員となること以外で)直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役として、特に女性の目線から当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 新谷永氏、星野秀人氏、松浦陽司氏及び森口祐子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は新谷永氏、星野秀人氏、松浦陽司氏及び森口祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限定額であります。新谷永氏、星野秀人氏、松浦陽司氏及び森口祐子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の不当行為に係る損害賠償請求の結果として被保険者が法律上支払い義務を負うこととなった損害を填補することとしております(ただし、故意又は重過失に起因する損害の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、新谷永氏、星野秀人氏及び松浦陽司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出する予定であります。

招集し
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

【ご参考】議案が承認された場合の役員構成とスキルマトリクス（2025年1月30日以降の経営体制）

各役員が保有するスキル等のうち、主なもの最大5つに○印をつけています。

	役職	独立	企業 経営	営業・マー ケティング	フランチャ イズ事業	財務・会計	法務・リス クマネジメ ント	人事・ 労務	ESG・サス テナビリテ ィ	IT・DX
國江仙嗣	代表取締役社長		○	○	○	○				○
中森勇樹	取締役副社長		○	○	○	○	○			
藤原祐次	常務取締役		○			○	○	○		
守田拓記	常務取締役		○	○	○					○
國江紀久	取締役		○	○				○	○	
新谷 永	社外取締役	●	○			○	○	○		
星野秀人	社外取締役	●	○	○	○				○	
松浦陽司	社外取締役	●	○			○	○			○
森口祐子	社外取締役			○			○		○	
小倉規良	常勤社外監査役	●		○	○		○	○		
永江 亘	監査役						○			
水越洋貴	社外監査役	●				○	○			

※各取締役及び各監査役に特に期待する知識・経験・能力であり、取締役及び監査役の有するすべての知見を表すものではありません。

※本スキルマトリクスは、議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の状況であります。

以 上

事業報告 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより個人消費の持ち直しの動きが見られる一方で、政治情勢の変動によるエネルギー等の原材料価格の高騰や消費者物価の上昇による消費の減速懸念や世界的な物価上昇や金利引き上げ等、個人消費は持ち直しの動きが見られるものの、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するフィットネスクラブ業界におきましては、低価格帯ジムの出店攻勢があり、フィットネスクラブは引き続き増加傾向にあります。

当社は、企業理念である、MISSION「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」を掲げ、VISION「FIT YOUR STYLE、FIT-EASYでは安心安全で楽しくご利用いただけるトレーニング環境を提供し、皆様の生活の一部となれる、世界一のアミューズメントフィットネスクラブを目指します。」を達成するべく、運動を続けることの重要性及び人々の新たな生活基準に沿った生活スタイルを提案するために、フィットネストレーニング機器のみならずアミューズメント要素（スタジオ、高濃度酸素ルーム、ゴルフ、ラウンジ、サウナ、セルフエステ等）を取り入れたアミューズメントフィットネスクラブ（商標登録第6724824号）「フィットイージー」を日本全国に事業展開し、サードプレイス（自宅でもない職場でもない第三の場所）となる店舗運営によって、他社とは異なる差別化により、フィットネスクラブ業界においてもシェア獲得に繋がっているものと考えております。

このような経営環境の中、当社は2024年3月に150店舗達成後も新規出店を続け、また効果的なキャンペーンの実施や会員満足度の向上への取り組みを強化した結果、店舗当たり会員数が堅調に推移したこと等により、2024年10月末時点の店舗数及び会員数は以下のとおりとなりました。

■フィットイージー店舗数及び会員数（直営店・F C店 合計）

店舗数 179店舗

会員数 148,984人

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,673百万円（前期比48.9%増）、営業利益1,631百万円（同46.6%増）、経常利益1,600百万円（同46.2%増）、当期純利益1,082百万円（同49.8%増）となりました。

なお、当社はフィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

	第6期 (2023年10月期)	第7期 (2024年10月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	4,481	6,673	2,192増	48.9%増
営業利益	1,113	1,631	518増	46.6%増
経常利益	1,094	1,600	506増	46.2%増
当期純利益	722	1,082	359増	49.8%増

また、当期の期末配当金につきましては、2024年12月13日開催の取締役会におきまして、同年7月23日に上場したことを記念し、1株につき普通配当14円に上場記念配当6円を増配し、20円とさせていただきます。

② 設備投資の状況

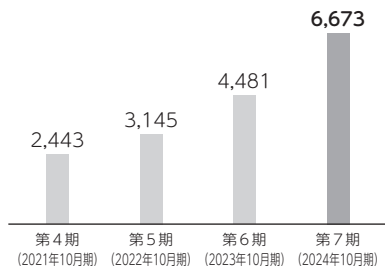
当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は555百万円となりました。これは主に、新規出店に伴う建物及び構築物や工具、器具及び備品の取得等によるものであります。

③ 資金調達の状況

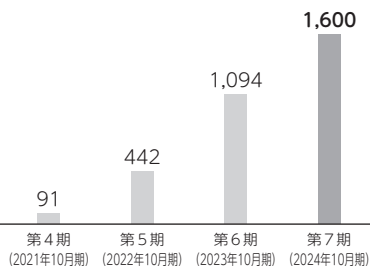
当社は2024年7月23日に東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場し、公募増資により900,000株の新株式を発行し、総額819百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

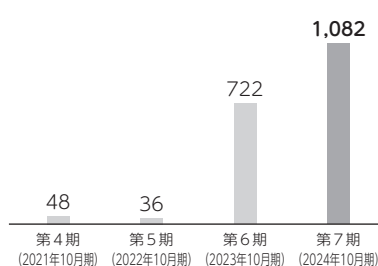
売上高 (単位：百万円)



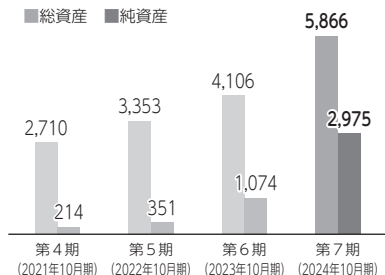
経常利益 (単位：百万円)



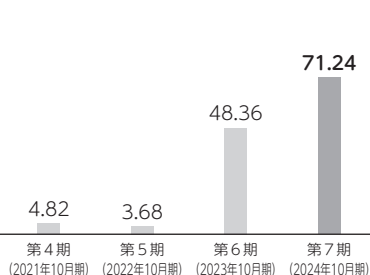
当期純利益 (単位：百万円)



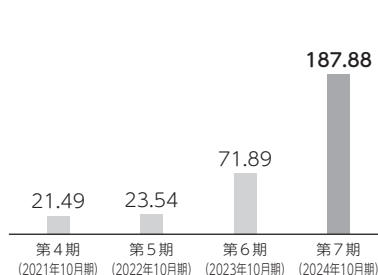
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第4期 (2021年10月期)	第5期 (2022年10月期)	第6期 (2023年10月期)	第7期 (当事業年度) (2024年10月期)
売上高	(百万円)	2,443	3,145	4,481	6,673
経常利益	(百万円)	91	442	1,094	1,600
当期純利益	(百万円)	48	36	722	1,082
1株当たり当期純利益	(円)	4.82	3.68	48.36	71.24
総資産	(百万円)	2,710	3,353	4,106	5,866
純資産	(百万円)	214	351	1,074	2,975
1株当たり純資産	(円)	21.49	23.54	71.89	187.88

(注) 2022年10月31日付で普通株式1株につき1,000株、2024年1月23日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「アミューズメントフィットネスクラブ」の展開を主軸に、以下の課題について取り組んでまいります。

① 新規出店及びエリア拡大による事業規模の更なる拡大

当社は企業理念の実現のため、継続的な新規出店が最重要課題であります。今後の新規出店は東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）の出店ノウハウを生かし全国に出店エリアを拡大することでブランディング向上とともに認知度の向上に繋げ、より多くの人々へ当社サービスをお届けすることを目指してまいります。また、今後、直営店舗は30店舗を目途とし、FC店の展開を中心に事業展開を行ってまいります。また、長期的には商圏人口5万人以上の地域に出店を目指しており、中期的には商圏人口10万人以上のエリアをターゲットとして、アミューズメントフィットネスクラブという新たな文化を確立してまいります。これらを達成するべく、同業他社の買収、店舗買収等についても、当社の事業拡大に有効と判断できる場合は、積極的に検討してまいります。

さらに、全国サプライヤーによる居抜き物件情報の提供及び全国の物件紹介業者との連携による物件獲得の標準化、「商圏」「導線」「地点」に基づいたマーケティングリサーチ数値の標準化、独自の重回帰分析ツールでの入会予測数値の標準化、実績に基づいたマシン導入及びアミューズメントサービス決定の標準化、短期間でデザイン性の高い店舗作りを実施する全国施工業者との連携による施工の標準化といった出店戦略のパッケージ化及び既存店の成功事例に基づく経営数値の明確化による数値の標準化、店舗スタッフの役割分担、行動予定表、その他運営マニュアルの整備による作業の標準化、成功事例に基づいたプロモーション内容の仕組化によるプロモーションの単純化といった運営戦略のパッケージ化を行うことで、出店までに要する期間や初期投資コストの回収期間の短縮に努めております。

② 既存店舗の更なる会員数増加

当社では、アフターコロナのライフスタイルも見据えながら、熱感知システムの導入等の新たな取組み施策を既存店舗でも実施することで、コロナ前の会員数水準へ早期回復が実現できておりますが、店舗数の拡大とともに既存店舗の更なる会員数増加が重要であると考えております。顧客満足度向上及び新規会員獲得に努めるにあたり、

店舗業務の改善、会員ファーストで考えられるサービス改善、社員・スタッフの質の向上によるサービスレベルの向上に努めてまいります。当社では、出店の際、損益分岐のラインとなる会員数、投資回収ができるモデル会員数を設定しておりますが、さらに、店舗ごとにアミューズメントサービスの追加や近隣店舗に既存店舗と異なるアミューズメント導入・マシンメーカーの変更によりカニバリゼーション（※）が起きないように運営することで、店舗当たりの敷地面積等から算出される会員数上限ラインまでの会員数増加を追求しております。

※．自社の店舗や、自社の事業同士で競合することを指し、同じチェーンの店が同一地域内で密集したり、新商品の導入によって既存商品の売上が減少したりするなどの「共食い」現象

また、会員ファースト戦略として、オピニオン・ボックスの運用、Google口コミの全店舗・全件管理、覆面調査の実施、監視カメラを活用した管理、清掃の徹底、接客レベルの徹底を立てており、会員継続率を高めることを目的として、アミューズメント設備の充実及び関心を引き出す新たなサービスの提案を行うことで、会員の満足度向上及び顧客体験価値を高めウェルネスレベル向上を追求しております。

こうした既存店舗の会員数増加が、FCオーナーからの新たな出店希望にも繋がるものと考えております。

③ 店舗における新たな収益源の創出

会員数の拡大に向け、今後3つの成長戦略を展開してまいります。

a) AIによるパーソナルトレーニング

なりたい自分を明確化するために、6つのトレーニングコース（①スリムBodyコース、②若返りコース、③ボディメイクコース、④ダイエットコース、⑤バルクアップコース、⑥姿勢改善・機能改善コース）を設定し、フィットイージーオリジナルのアライメント調整（※1）を実施し、安心・安全なトレーニングを推奨及びAIによるパーソナルトレーニングメニューを提供することによりトレーニングの継続性や顧客満足度の向上へ繋げることを検討しております。

b) AI顔認証データとAIカメラによるコーチング

ヘルスケアオートメーション（※2）の仕組みで、AI顔認証で個人データを特定し、AIカメラでトレーニングの内容をデータ化したものを、AIヘルスケアアプリを通じてマイページに自動表示する仕組みを構築し、会員の体組成データや「なりたい自分」になるためのAIによるトレーニングメニューを個々に提供することを検討しております。

c) 海外進出

当社では日本国内においてのみ継続的な事業拡大を図っており、海外進出には至っておりませんが、中長期的な視点から日本国内のみならず、現会員の渡航の多い国や日本人の居住の多いエリアを第一候補としてグローバル市場への進出を目指しております。

- ※ 1. 骨や内臓などを正しい位置に整列し、アライメント（骨や筋肉の並び）を整えた後、「正しい筋トレ」をして「正しい筋肉」をつけること
- ※ 2. ヘルスケア領域において、データとハードウェアの掛け合わせにより、いつの間にか健康になること

④ 本部機能の充実及び強固な F C 管理体制の構築

当社は、顧客管理システムを活用した店舗運営の効率化や、リスク管理、コンプライアンス遵守の体制、内部監査担当を中心に内部統制システムなど本部機能の強化に努めております。また、F C 加盟店舗の店舗運営を効果的にサポートするため、スーパーバイザーによる F C 加盟店の巡回強化の他、F C オーナー会議や店舗責任者ミーティング等を通じて、当社の運営ノウハウを共有できる環境を構築し、F C オーナー及び店舗責任者の育成に注力しております。今後の業容拡大に向けて、更なる本部機能の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

事業	主要な内容
フィットネスクラブ運営事業	<p>当社は、「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」という企業理念の下、運動を続けることの重要性・人々の新たな生活基準に沿った生活スタイルを提案するために、フィットネストレーニング機器のみならずアミューズメント要素を取り入れたアミューズメントフィットネスクラブ「フィットイージー」の店舗運営や企画、フランチャイズ・チェーン展開を主たる業務としております。</p> <p>また、直営店舗の運営と合わせて、当社が管理し運営体制が確立された直営店舗をフィットイージー加盟オーナーに売却し、多角的にフランチャイズ・チェーン展開を拡大しております。</p>

(6) 主要な事業所 (2024年10月31日現在)

名称	所在地
本社	岐阜県岐阜市本町三丁目2番地1

(7) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数
47(228)名	15名増(28名減)	35.6	2年3カ月

- (注) 1. 当社は、「フィットネスクラブ運営事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。なお、臨時従業員数にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年10月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
岐阜信用金庫	159
株式会社大垣共立銀行	111

2 株式の状況 (2024年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	59,760,000株
(2) 発行済株式の総数	15,840,000株
(3) 株主数	3,619名
(4) 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社オリーブ	7,500,000	47.3
國江 仙嗣	3,242,100	20.4
野村信託銀行株式会社 (投信口)	818,600	5.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	644,300	4.0
株式会社 SBI証券	254,200	1.6
中森 勇樹	200,000	1.2
國江 紀久	200,000	1.2
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	195,128	1.2
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	160,300	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	127,900	0.8

(注) 1. 2024年1月23日付で実施した株式分割 (普通株式1株を10株に分割) に伴い、発行可能株式総数は51,760,000株増加しており、発行済株式の総数は13,446,000株増加しております。

2. 2024年7月23日の新規上場に伴い、同年7月22日付で発行済株式総数は900,000株増加しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権		
発行決議日		2022年10月25日	2023年10月20日		
新株予約権の数		17,018個	23,206個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 170,180株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 232,060株 (新株予約権1個につき 10株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 210円 (1株当たり 21円)	新株予約権1個当たり 140円 (1株当たり 14円)		
権利行使期間		2024年11月1日から 2032年9月30日まで	2025年11月1日から 2033年9月30日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	13,150個	新株予約権の数	7,736個
		目的となる株式数	131,500株	目的となる株式数	77,360株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	15,470個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	154,700株
		保有者数	一名	保有者数	2名
監査役	新株予約権の数	3,868個	新株予約権の数	一個	
	目的となる株式数	38,680株	目的となる株式数	一株	
	保有者数	1名	保有者数	一名	

(注) 1. 行使に係る数量の上限は次のとおりとなります。

- a. 株式上場をした日から1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の25を乗じた数(小数点以下切り下げ)
- b. 株式上場をした日から1年が経過する日の翌日以降1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の50を乗じた数(小数点以下切り下げ)
- c. 株式上場をした日から2年が経過する日の翌日以降1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の75を乗じた数(小数点以下切り下げ)
- d. 株式上場をした日から3年が経過する日の翌日以降、2032年9月30日まで

2. 行使に係る数量の上限は次のとおりとなります。

- a. 株式上場をした日から1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の25を乗じた数(小数点以下切り下げ)
- b. 株式上場をした日から1年が経過する日の翌日以降1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の50を乗じた数(小数点以下切り下げ)

- c. 株式上場をした日から2年が経過する日の翌日以降1年間
新株予約権者が所有する新株予約権の総数に100分の75を乗じた数(小数点以下切り下げ)
 - d. 株式上場をした日から3年が経過する日の翌日以降、2033年9月30日まで
3. 2024年1月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年10月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國江 仙嗣	株式会社ケイズ代表取締役
取締役副社長	中森 勇樹	全体統括
常務取締役	藤原 祐次	経営管理本部
常務取締役	守田 拓記	営業統括本部
取締役	國江 紀久	経営企画本部
取締役	新谷 永	大洋ハウス株式会社代表取締役社長
取締役	星野 秀人	株式会社ダブルユーズカンパニー取締役会長 入川スタイル&ホールディングス株式会社代表取締役
取締役	松浦 陽司	—
取締役	森口 祐子	株式会社大垣共立銀行社外取締役
常勤監査役	小倉 規良	—
監査役	永江 亘	南山大学法務研究科教授
監査役	水越 洋貴	水越ビジネスサポート株式会社代表取締役社長 水越公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役新谷永氏、星野秀人氏、松浦陽司氏及び森口祐子氏は社外取締役です。
 2. 常勤監査役小倉規良氏及び監査役水越洋貴氏は社外監査役です。
 3. 監査役水越洋貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は社外取締役新谷永氏、星野秀人氏及び松浦陽司氏並びに社外監査役小倉規良氏及び水越洋貴氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2024年3月4日開催の臨時株主総会において、松浦陽司氏及び森口祐子氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

該当事項はありません。

③当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
藤原 祐次	常務取締役 経営管理本部長	取締役 経営管理本部長	2024年1月23日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により不当行為に係る損害賠償請求の結果として被保険者が法律上支払い義務を負うこととなった損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害は当該保険契約により填補されないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ・取締役の報酬は基本報酬のみとする。
- ・基本報酬は、当社全体の業績、特に営業利益を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価をし、判断する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	業績連動報酬等 (百万円)	非金銭報酬等 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	105 (11)	105 (11)	— (—)	— (—)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	11 (9)	11 (9)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	116 (21)	116 (21)	— (—)	— (—)	12 (6)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年1月23日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名 (うち、社外取締役は2名) であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2023年1月27日開催の第5回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
3. 当社は株主総会において定められた報酬限度内において、個別の取締役の報酬額については取締役会決議によって各取締役の職務の内容や成果等を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。また監査役の報酬額については監査役の協議において、監査役会にて決定しております。取締役会は、各取締役の基本報酬の額の配分を決定しており、内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役新谷永氏は、大洋ハウス株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役星野秀人氏は、株式会社ダブリューズカンパニーの取締役会長及び入川スタイル&ホールディングス株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役森口祐子氏は、株式会社大垣共立銀行の社外取締役であります。当社と株式会社大垣共立銀行との間には、通常の銀行取引を除いて、特別の関係はありません。
- ・監査役水越洋貴氏は、水越ビジネスサポート株式会社の代表取締役社長及び水越公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 新谷 永	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に複数の会社を経営している経営者の知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法令順守及び従業員管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 星野秀人	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に複数の会社を経営している経営者の知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にマーケティング及び出店戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 松浦陽司	2024年3月4日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 主に会社経営において経験のある取締役としての知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法令順守及び機関運営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森口祐子	2024年3月4日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的知見及び女性目線から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法令順守及び機関運営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役 小倉規良	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 会社運営の経験者としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 水越洋貴	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法に従い「内部統制に関する基本方針」を2022年10月21日に開催の取締役会にて決議を行うとともに、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用を実施することとしております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コーポレート・ガバナンス

a. 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執行し、3か月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

b. 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び監査法人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行を監査する。

2) コンプライアンス

a. コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

b. 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令違反や当社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

c. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役直轄の組織として内部監査担当を設置し、内部監査担当による内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

4) 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止するための体制を整備する。
- 2) 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- 3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- 4) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスク管理

- ・リスク管理は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告する。

2) 危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- 2) 取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- 3) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- 4) 取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

ホ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- 2) 当社は、当社グループの経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- 3) 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
- 4) 経営管理本部は、当社グループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査担当を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
- 5) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- 6) 当社のコンプライアンス相談窓口は、当社グループの役員・従業員のほか取引先などの社外からの相談も受け付ける。
- 7) 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

8) 当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及びグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

へ. 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務遂行を補助する内部監査担当を設置し、専任の人員を配置する。当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、経営会議その他重要な会議に出席する。
- 2) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
また、当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
- 3) 経営管理本部長、経理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
- 4) 経営管理本部長は、コンプライアンス相談窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- 5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

チ. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査担当及び監査法人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
- 2) 監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
- 3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
- 4) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. コンプライアンスについて

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、基本方針及び具体的施策を決定し、コンプライアンス活動を推進しています。具体的には、Eラーニングの実施、各種研修会及び内部通報窓口の設置などを実施し、コンプライアンスの徹底を図っています。

ロ. リスク管理について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、基本方針及び具体的施策を決定し、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会にて報告し、リスクの未然防止に努めています。

ハ. 取締役の職務の執行について

取締役会を20回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行について監視・監督を行っております。また、当社の経営の重要事項について議論する経営会議を12回開催し、機動的な課題共有を実施しております。

二. 内部監査について

内部監査担当は、内部監査規程及び基本方針に基づき、業務の適正を確保するため、会計、業務管理、事業リスク、コンプライアンス等に関する内部監査を継続して実施し、客観的な観点から評価、助言、是正指導等を行っております。

ホ. 監査役の監査について

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を1名任命し、会計データ並びに社内資料データの監査を行い、監査役会（計14回開催）にて、監査に関する情報交換、各監査役の監査意見の集約・決議を行っております。

また、監査法人と監査計画、監査結果等について定期的に情報交換を行うとともに、内部監査担当からは、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得られた必要な情報等の提供を受け、監査の実効性と効率性の確保を図っています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年7月23日に上場したことを記念し、1株につき普通配当14円に上場記念配当6円を増配し、20円とさせていただきます。

計算書類

貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,771,726
現金及び預金	2,500,684
売掛金	704,831
商品	97,047
販売用不動産等	169,311
前渡金	8,845
前払費用	86,413
その他	207,091
貸倒引当金	△2,498
固定資産	2,095,151
有形固定資産	1,220,257
建物	624,487
構築物	29,095
機械及び装置	9,191
車両運搬具	3,347
工具、器具及び備品	189,135
土地	161,619
リース資産	23,679
建設仮勘定	173,025
その他	6,673
無形固定資産	8,392
ソフトウェア	8,392
投資その他の資産	866,502
出資金	15
長期貸付金	20,000
長期前払費用	33,178
繰延税金資産	158,161
差入保証金	648,516
その他	6,630
資産合計	5,866,878

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,764,288
買掛金	439,335
1年内償還予定の社債	115,000
1年内返済予定の長期借入金	113,706
リース債務	36,140
未払金	148,177
未払費用	43,273
未払法人税等	299,906
契約負債	365,168
預り金	14,386
前受収益	4,059
賞与引当金	24,508
資産除去債務	12,784
その他	147,841
固定負債	1,126,637
社債	270,000
長期借入金	157,169
リース債務	77,096
資産除去債務	123,627
預り保証金	481,002
その他	17,741
負債合計	2,890,926
純資産の部	
株主資本	2,975,952
資本金	509,860
資本剰余金	459,860
資本準備金	459,860
利益剰余金	2,006,232
繰越利益剰余金	2,006,232
純資産合計	2,975,952
負債・純資産合計	5,866,878

(記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集
し
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,673,497
売上原価		4,340,476
売上総利益		2,333,020
販売費及び一般管理費		701,329
営業利益		1,631,691
営業外収益		
受取利息	4,022	
受取手数料	8,267	
その他	1,420	13,710
営業外費用		
支払利息	13,622	
上場関連費用	18,361	
株式交付費	8,071	
その他	4,592	44,646
経常利益		1,600,754
税引前当期純利益		1,600,754
法人税、住民税及び事業税	461,504	
法人税等調整額	57,125	518,630
当期純利益		1,082,123

(記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	50,000	924,108	924,108	1,074,108	1,074,108
当期変動額							
新株の発行	409,860	409,860	409,860		—	819,720	819,720
当期純利益			—	1,082,123	1,082,123	1,082,123	1,082,123
当期変動額合計	409,860	409,860	409,860	1,082,123	1,082,123	1,901,843	1,901,843
当期末残高	509,860	459,860	459,860	2,006,232	2,006,232	2,975,952	2,975,952

(記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1)商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2)販売用不動産等

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～39年

工具、器具及び備品 5～10年

(2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しています。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

(1)加盟金収入

フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対する「FIT-EASY」の名称等に関する商標等の使用の許諾を履行義務としており、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、契約時に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。

(2)ロイヤリティ収入

フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対するフィットイージーの店舗の運営の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

(3) 代行手数料収入

なお、対価については、履行義務が充足される月内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対するフィットイージーの店舗の運営に必要な管理及びサービス提供の代行を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(4) 加盟店卸売

フランチャイズ加盟契約に基づき、以下のとおりとなります。

なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね一ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

但し、一部の販売契約については、割賦販売を行っており、下記の履行義務を充足した時点で収益を認識しております。割賦金利相当については重要な金融要素に該当するものと判断して決済期日までの期間にわたって償却原価法（利息法）により、金利部分を各期の純損益に配分しております。

① トレーニングマシン

国内フランチャイジーに対する商品の引渡を履行義務としており、商品を引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

② 新規店舗の店舗設備等

新規店舗がプレオープンする事を履行義務としており、プレオープン日をもって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

③ フランチャイズ店舗の運営備品等

国内フランチャイジーからの発注に基づき、国内フランチャイジーに対する商品の引渡を履行義務としており、商品を引き渡した時点で当該商品の支配が移転すると判断しておりますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転する時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) 直営会費収入

会員からの入会申込に基づき、直営店舗の会員に対する1か月間のサービス提供を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、履行義務が充足される月内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 店舗売却売上

顧客との売買契約書に基づき、顧客に対する運営可能な開発店舗の引渡を履行義務としており、店舗を顧客に引き渡した時点で当該店舗の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、引渡し前に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	158,161千円
法人税等調整額	57,125千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2 直営店舗の固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

直営店舗の期末固定資産帳簿価額	745,051千円
減損損失	－千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗単位で資産のグルーピングを行っており、直営店については、営業活動から生じる損益が2期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初2年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。

減損の兆候が把握された店舗については、主に店舗の主要な資産であるトレーニングマシンの耐用年数(10年)の残存期間にわたり割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当該金額が資産グループの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額には、使用価値と正味売却価額のいずれかの高い金額を用いております。

しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローは過去の実績等に基づき見積ったものであり、直近の会員数の動向等を考慮した上で経営者が妥当と判断したのですが、会員数の動向等に係る予測が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

当事業年度末において、全直営店舗、減損の兆候が識別された店舗の店舗数及び固定資産帳簿価額は、以下のとおりです。

	店舗数 (店)	減損前の固定資産帳簿価額 (千円)	減損損失 (千円)
全直営店舗	21	745,051	－
減損の兆候が識別された店舗	2	41,838	－
減損損失が認識されなかった店舗	2	41,838	－
減損損失が認識された店舗	－	－	－

(注) 販売用不動産等に振替えた直営店舗は除外しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 655,145千円

(損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「個別注記表（収益認識に関する注記）」に記載しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,494,000株	14,346,000株	－	15,840,000株

(注) 1. 2024年1月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式は13,446,000株増加しております。

2. 2024年7月23日の新規上場に伴い、同年7月22日付で新株900,000株を発行しております。

2 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 一株

3 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年12月13日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	316,800千円	20円	2024年10月31日	2025年1月16日

4 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	44,306千円
契約負債	58,335千円
資産除去債務	40,814千円
未払事業税等	10,344千円
減価償却費	23,075千円
賞与引当金	8,437千円
その他	10,812千円
繰延税金資産小計	196,126千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 9,474千円
評価性引当額小計	△ 9,474千円
繰延税金資産合計	186,651千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 24,146千円
その他	△ 4,342千円
繰延税金負債合計	△ 28,489千円
繰延税金資産の純額	158,161千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は出店計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の不動産賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、フランチャイズオーナーに対する新店開店費用及び店舗の建設協力金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、満期日は最長で決算日後17年であります。

預り保証金は、主に店舗の不動産転賃借契約に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、差入保証金及び貸付金などの債権について、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該金額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	704,831	704,304	△ 527
差入保証金	648,516	594,355	△ 54,160
長期貸付金 (*1)	35,686	35,440	△ 246
資産計	1,389,035	1,334,100	△ 54,934
社債 (*2)	385,000	384,077	△ 922
長期借入金 (*3)	270,875	269,851	△ 1,023
リース債務 (*4)	113,237	106,456	△ 6,781
預り保証金	481,002	445,313	△ 35,688
負債計	1,250,115	1,205,699	△ 44,415

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(*2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(*5) 「現金及び預金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,498,151	-	-	-
売掛金	613,055	86,508	5,268	-
差入保証金(*)	6,500	61,618	204,306	115,572
長期貸付金	15,686	14,120	5,040	840
合計	3,133,393	162,247	214,614	116,412

(*)差入保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(260,519千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注) 2. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	115,000	115,000	115,000	40,000	-	-
長期借入	113,706	74,075	49,860	16,907	8,592	7,735
リース債務	23,676	21,275	18,103	4,757	3,362	42,062
合計	252,382	210,350	182,963	61,664	11,954	49,797

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	704,304	－	704,304
差入保証金	－	594,355	－	594,355
長期貸付金	－	35,440	－	35,440
資産計	－	1,334,100	－	1,334,100
社債	－	384,077	－	384,077
長期借入金	－	269,851	－	269,851
リース債務	－	106,456	－	106,456
預り保証金	－	445,313	－	445,313
負債計	－	1,205,699	－	1,205,699

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金、差入保証金及び預り保証金

売掛金、差入保証金及び預り保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価の算定は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

当社の売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であります。当社の報告セグメントは「フィットネスクラブ運営事業」の単一事業のセグメントであります。財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

直営売上		
	会費収入	1,317,255
	その他	9,173
小計		<u>1,326,429</u>
運営売上		
	ロイヤリティ収入	688,244
	代行手数料収入	423,086
	その他	540,982
小計		<u>1,652,313</u>
開発売上		
	加盟金収入	61,824
	加盟店卸売	2,704,701
	店舗売却	542,000
	その他	366,457
小計		<u>3,674,983</u>
顧客との契約から生じる収益		6,653,726
その他の収益		19,770
合計		<u>6,673,497</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額	187円88銭
2 1株当たり当期純利益	71円24銭

(注) 当社は2024年1月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月17日

フィットイージー株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 木 全 泰 之

公認会計士 川 合 利 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィットイージー株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月19日

フィットイージー株式会社 監査役会

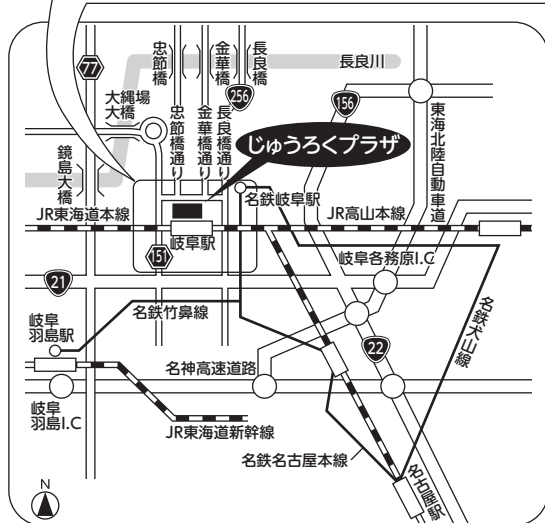
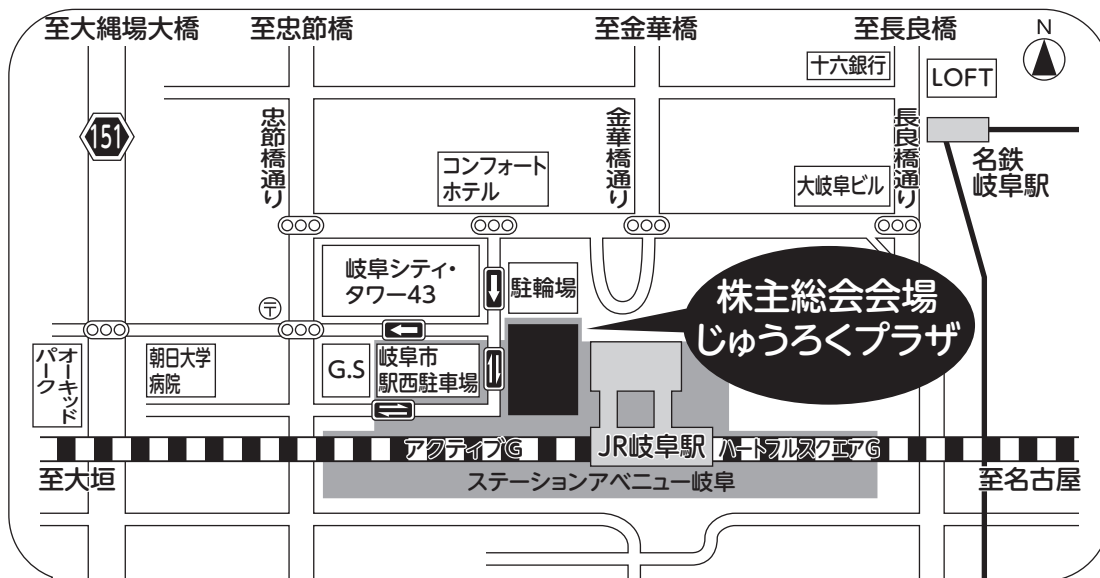
常勤監査役（社外監査役）	小倉	規良	㊞
監査役	永江	亘	㊞
社外監査役	水越	洋貴	㊞

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 TEL. (058) 262-0150(代)



交通

- JR岐阜駅より徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km ...車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km車/約20分

※じゅうろくプラザ駐車場は有料となりますので、ご了承ください。

※会場周辺は禁煙地域となっております。

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。